



新宿区子どもショートステイ 協力家庭になってみませんか



子どもショートステイ協力家庭とは？

保護者が入院・出産・介護・出張・育児疲れなどの理由で、昼夜を通して児童を養育できない場合に、協力家庭としてご家庭で児童を一時的にお預かりいただく制度です。

- ・お預かりいただくのは、**1回につき最大7泊まで**です。
- ・実際にお預かりいただいた場合には、**委託料をお支払い**します。

協力家庭に登録していただくための研修を、下記のとおり行います。



登録研修のご案内

- ・日程：令和8年7月25日（土）
- ・時間：13：00～16：00
- ・会場：新宿区立子ども総合センター（新宿7-3-29）
- ・申し込み方法：
子ども総合センター事業係まで電話でお申し込みください
(TEL：03-3232-8865)



対象者（以下のすべてに当てはまる方）

- ・心身ともに健康な方
- ・18歳以上の同居者がいる方
- ・同居家族が児童福祉に理解のある方
- ・養育に適当な環境にお住まいの方
- ・必要に応じ、利用児童を保育園、小学校等へ送迎できる方
- ・対象資格をお持ちの方、または別途研修（実習付き）を受講できる方

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

協力家庭登録のための資格について

対象となる方（すべてに当てはまる方）

- ・新宿区内在住
- ・18歳以上の同居者がいる、心身ともに健康な方
- ・同居家族が児童福祉に理解のある方
- ・養育に適当な環境にお住まいの方
- ・必要に応じ、利用児童を保育園、小学校等へ送迎できる方

上記の対象条件に加え、以下のいずれかの資格が必要

- ・看護師、保育士、教員など、児童の養育に関する資格をお持ちの方
- ・養育家庭、フレンドホームとして登録されている方、または過去に活動実績のある方
- ・ファミリーサポート提供会員として承認されている方
- ・ホームビジターとして登録している方
- ・新宿区子育て支援者養成講座を修了している方
- ・東京都子育て支援員研修を修了している方

上記の資格をお持ちでない方

- ・認証研修（実習あり）を受講することで登録ができます。
- ・次回認証研修（予定）：令和8年8月4日(火)8:50～16:15

まずは、子ども総合センターにご連絡ください。



お申し込み・お問い合わせ

新宿区子ども総合センター
子ども相談支援課 事業係

住所：新宿区新宿7-3-29
TEL：03-3232-8865
FAX：03-3232-0666

